



公益社団法人

広島西法人会会報

会員企業に学ぶ



第251号
(通巻299号)

2018
11月



広島管財株式会社
代表取締役社長
川妻 利絵
(大手・千田支部)

経営理念

お客様からは管財に
お願いして良かったと
言われるように
社員からは管財に
勤めて良かったと
言われるように
そして社員の幸福・働き
甲斐と会社の発展とが
一致するように

法人番号で、わかる。つながる。ひろがる。

法人番号は、株式会社などの法人等に指定される13桁の番号で、個人番号（マイナンバー）とは異なり、原則として公表されどなたでも自由に利用できます。

法人番号の表記にご協力ください。

～法人会は良き経営者をめざすものの団体です～

【広島西税務署管内】

公益社団法人 広島西法人会

法人番号：3240005012724

広島市西区大宮1丁目27-4 電話 237-4720

<http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/hiroshimanishi>

E-mail: hwca@nifty.com

FAX 237-0908



自宅やオフィスの
パソコンから、
イータックス。

e-Tax してますか みんなで電子申告をしましょう!!

企業紹介「会員企業に学ぶ」

- ・社 名 広島管財株式会社
- ・法 人 番 号 7240001009209
- ・代表取締役社長 川妻 利絵
- ・会 社 デ ー タ 創 立 1961年8月8日
本 社 広島市中区大手町五丁目7番17号
資 本 金 1,000万円
従業員数 276名
事業内容 総合ビルメンテナンス業
- ・経 営 理 念 お客様からは管財にお願いして良かったと言われるように
社員からは管財に勤めて良かったと言われるように
そして社員の幸福・働き甲斐と会社の発展とが一致するように



創業当時の本社



現在の本社

昭和29年6月26日、広島管財株式会社の親会社、広島物産株式会社が 故 川妻卓二によって設立されました。当初は建設業者の下請け清掃などしかありませんでした。

昭和35年に広島県内の数社で広島ビルメンテナンス協会が設立され、当社もこれに加盟しました。

その翌年昭和36年、末広がりを願って8月8日に広島管財株式会社を設立。社名は、どんな仕事でも取り入れることが出来るようにと、総合管理を目指し当時としては珍しい『管財』としました。

同年、中国放送、続いて広島テレビ放送の常駐清掃、警備、受付、食堂、電話交換、放送業務のアシスタントなどの契約をいただきました。当時、警備業務の委託というのは広島では初めて、全国的にも珍しいことでした。また、日本で2番目に学校警備員業務を立ち上げ、旧広島市内全域の公立小・中・高等学校の学校警備業務を受託しました。

昭和39年の東京オリンピックを契機に ビルの建設が盛んになり、同業者も増加しました。高度経済成長期の真っ只中、業界を取り巻く環境の整備が少しずつですが動き始めた頃でした。

現在では、培ってきた信頼をベースに女性の社会進出や高齢化社会のお手伝いとしてハウスクリーニング・整理整頓収納（お片付け）・空き家対策等を行うLaPica（ラピカ）事業部も立ち上げました。

創業以来常に『感謝』をもとに『ありがとう経営』を進めてまいりました。そしてビルに関わる仕事を通して人を育てる会社を目指していきたいと考えています。

一口税務情報

消費税軽減税率制度

～すべての事業者に影響がある！～

税理士 篠原 敦子氏（中国税理士会広島西支部）

消費税等の税率が「10%」に引き上げられると同時に実施される軽減税率制度。「8%」となる飲食料品や新聞を扱わない事業者や免税事業者には関係がないと思っていませんか？軽減税率制度は、以下の点ですべての事業者に影響があります。

- (1) 対象品目の売上がない課税事業者であっても、対象品目の仕入れがある場合は、標準税率(10%)と軽減税率(8%)とを区分して経理・計算を行う必要があります。

例えば…建築資材を仕入れ、建物を販売する建設業の場合、一見、標準税率(10%)の対象の取引しかないように思えます。しかし、会社を訪れたお客さんに出す飲み物やお菓子、取引先への贈答品（飲食料品）、会議の時のお茶弁当は、軽減税率(8%)の対象になります。したがって、建築資材のほかに、これらの飲食料品を経費として計上するときに、税率ごとに分けて管理する必要があります。

そのため、経理システムの変更、改修等が必要になる可能性があります。（適用税率ごとに区分した経理ができない中小事業者などに対しては、一定期間、税額計算の特例措置が設けられています。）

- (2) 取引先から「軽減税率の対象品目である旨」や「税率ごとに合計した対価の額」を記載した請求書等の発行が要求されることがあります。

例えば…近所の会社に色々な商品を納めている雑貨商が免税事業者の場合、軽減税率制度が実施された後でも、免税事業者の売上げには、これまでと同じく消費税が課税されませんので、消費税の申告や納税を行なう必要はありません。しかし、会議で必要なペットボトルのお茶とボールペンを販売したときは、それらを購入した会社（課税事業者）から、「軽減税率の対象品目である旨」や「税率ごとに合計した対価の額」を記載した請求書等を求められます。